

<レンタル規約>

借受人(以下「甲」という)は、株式会社音響ハウス(以下「乙」という)と業務用メディア(以下「レンタルメディア」という)のレンタルについて、別に特約がある場合を除いて次の条項に従うものとする。

第1条(使用目的)

甲は、レンタルメディアにつき善良な管理者の注意をもって使用、保管し、使用場所の移動又は質入、転貸、譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。

第2条(予約)

1. 甲は、レンタルメディアを借り受けるに先立ち、乙へ事前の予約申込みをすることとする。
2. 甲は、初めて前項の予約申込みをする際には、乙に対し、甲(甲が法人の場合はご担当者)の顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等いずれか)と名刺を提出することとする。甲が法人の場合に担当者が交替した場合も同様とする。
3. 甲が初めて乙からレンタルメディアを借り受ける場合は、甲はレンタル料金を事前に全額現金にて支払うこととする。

第3条(貸出)

1. レンタルメディアの貸出方法は、甲が乙の営業所に出向いての貸出又は甲への配送による貸出とする。貸出を受けられるのは、使用開始日前日の 15:00 以降とし、返却は、使用最終日翌日の 12:00 までに乙に到着させるものとする。
2. 乙の営業所におけるレンタルメディアの貸出の際、甲は借り受けるレンタルメディアの種類・付属品・数量・動作の正常・レンタル料金等を確認の上、不備・不具合がない場合には受領書にサインをすることとする。
3. 甲は、レンタルメディアを配送にて借り受けた場合は、直ちに前項に定める確認を実施し、不備・不具合があった場合は、その受領日当日に乙へその旨を連絡する。
4. 第2項の場合で甲より受領書にサインがされた場合、又は、前項の場合で甲より期間内に連絡がされなかった場合には、レンタルメディアが完全な状態で乙から甲に引き渡されたことと甲より確認承諾がなされたものとみなす。

第4条(使用方法)

乙のレンタルメディアの使用は通常使用によるものとし、特殊条件(高温・高湿度・水被り・砂被り等)での使用は行わないこととする。

第5条(レンタル料金)

1. レンタル料金は乙の価格表に定めるものとする。
2. 価格表は予告なく変更されることがあり、その場合は、新価格が適用されるものとする。

る。

3. レンタルメディアの配送による貸出の場合、配送料金は甲の負担とする。
4. 甲は、レンタル料金を支払期日までに入金していない場合、乙は入金の確認ができるまで新たな発注をすることはできないこととする。なお、その後、上記入金が確認された場合でも、乙は、甲からの新たな発注に対し受注の義務を負うものではない。

第6条(延長料金・延滞金)

1. 甲は、貸出時に定められた返却日時までにレンタルメディアを返却するものとする。
2. 甲は、レンタルメディアの返却日時を延長したい場合は、乙へ事前に連絡して甲の承諾を得た場合に延長することができることとする。この場合、甲は乙へ延長料金を別途支払うこととする。
3. レンタルメディアの返却がなされず返却日時を経過した場合は、甲は乙へ延滞金を別途支払うこととする。
4. 前条第4項の規定は、甲が延長料金又は延滞金を支払期日までに入金していない場合にも準用する。

第7条(紛失・破損時等の責任)

甲は、乙より借り受けたレンタルメディアを、受領時と同等、同様の状態にて返却するものとする。万一、レンタル中にレンタルメディアの紛失、盗難等が生じた場合は、甲は乙の損害につき賠償の責任を負うものとする。また、返却時にレンタルメディアが滅失、破損又は故障していた場合、それが甲の故意又は過失によるときは、甲は乙の損害につき賠償の責任を負うものとする。

第8条(海外での使用)

甲は、海外でレンタルメディアを使用する場合は、乙の承諾を受けなければならない。甲は、乙の承諾を得てレンタルメディアを海外にて使用する場合、甲の負担において、乙の提示する金額及び内容の損害保険(海外用)に加入しなければならない。海外でレンタルメディアに事故が起きた場合、甲は、甲の加入する保険にて甲の損害を補填するものとする。万が一、保険にて甲の損害の全部又は一部を補填することができなかった場合には、前条に従い、甲は乙の損害につき賠償の責任を負うものとする。

第9条(トラブルに関して)

貸出後のレンタルメディアの故障による損害について、乙は一切の責任を負わない。また、レンタル期間終了後のクレームや、作品に関わる損害を含む一切の損害の主張についても、乙は一切の責任を負わない。

第10条(キャンセル料金)

甲は、予約した使用開始日前日にキャンセルした場合は、予約した使用期間全体のレンタル料金の50%、予約した使用開始日当日にキャンセルした場合は、予約した使用期間全体のレンタル料金の100%をキャンセル料金として支払うこととする。

第 11 条(事故等の通知義務等)

1. 甲は次の場合、直ちに乙に通知しなければならないものとする。
 - ①レンタルメディアにつき、紛失・盗難・滅失・破損・故障等の異常な事態が生じた場合。
 - ②レンタルメディアに対し、第三者が強制執行、仮処分、仮差押等をしてきた場合、その他第三者がレンタルメディアに対する権利を主張する場合。
2. 前項②号の場合、甲は、この規約に関する契約書類等を示すなどしてレンタルメディアの所有権が乙にあることを説明しなければならないものとする。レンタルメディアに対して前項②号の強制執行手続等がされた場合には、上記説明の有無にかかわらず、乙は甲に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができることとする。

第 12 条 (必要費・有益費)

甲は乙に対し、レンタルメディアの必要費及び有益費の償還を請求できないこととする。

第 13 条(合意管轄)

甲は、この規約に関する紛争について、乙の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

以上